

## 「広報ゆざわ」広告掲載取扱要領 概要

### 1 広告の掲載号

4月号から翌年3月号まで。毎月号に掲載する

### 2 広告枠の規格等

(1) 裏表紙に掲載する枠のサイズ

ア 標準枠 縦120mm×横90mm

イ 連結枠 横2個連結 縦120mm×横180mm

(2) 記事下に掲載する枠のサイズ

ア 標準枠 縦60mm×横90mm

イ 連結枠 横2個連結 縦60mm×横180mm

### 3 広告掲載の申し込み

(1) 業務内容等が分かるものを提出すること

(2) 市税の納入義務がある場合は、「湯沢市税完納証明書」を提出すること

(3) 掲載を申し込むことができる広告は、1号に1件限りとする

(4) 複数号に申し込むことができる

### 4 広告の審査

広告掲載の可否を決定し、決定通知書・非掲載決定通知書を通知する

### 5 広告掲載の優先順位

(1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する私企業

(2) 前号以外の私企業または事業者等

(3) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人等

(4) 前3号に該当しない事業所等

(5) (1)~(4)の中ではさらに、優先順位を申し込みの早いものとする

### 6 広告掲載料金等

(1) 裏表紙標準枠=30,000円、同連結枠=60,000円

記事下標準枠=15,000円、同連結枠=30,000円

(2) 指定する日までに納付すること

(3) 原則として納付した掲載料は、返還しない。ただし、広告主に責任がなく広告掲載ができなかったときは、掲載料の全部又は一部を返還することができる

(4) 返還する掲載料には利子を付さない

### 7 広告原稿の作成及び提出

(1) 広告主の負担で広告原稿（電子データ他）を作成し、発行日の20日前までに提出する

(2) 作成方法は、①Adobe Illustrator、②Adobe Photoshop、③Microsoft Wordのいずれかとする

(3) 広告主は、イラスト・写真・ロゴ等を使用する場合に著作権の確認を行い、著作

権料が発生するときは支払うこと

- (4) 広告には広告であることを知らせる **「広告」** を入れること
- (5) 広告原稿が申し込みの際の広告図案原稿と違う場合及び条件が履行されていない場合は、広告主に修正させる
- (6) 市では提出された広告原稿を加工しないで、そのまま印刷原稿とする
- (7) 色校正は、広告主の負担とする

#### **8 掲載の取消し**

- (1) 掲載料を指定する期日までに納入しないとき
- (2) 広告原稿を期日までに提出しないとき

#### **9 広告掲載の取下げ**

広告主が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により申し出るものとする

#### **10 広告内容の責任**

広告の内容に関する一切の責任は広告主が負う

【裏表紙】

広告

標準枠

広告

連結枠

【記事下 1】

# 掲載記事

広告

標準枠

広告

標準枠

【記事下2】

# 掲載記事

広告

連結枠